

第 6380 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 17日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 消費税の仕入税額控除制度の適正化

**Q** : 令和2年の税制改正で、消費税の仕入れ税額控除制度の適正化が図られたとか。どのようになるのですか？

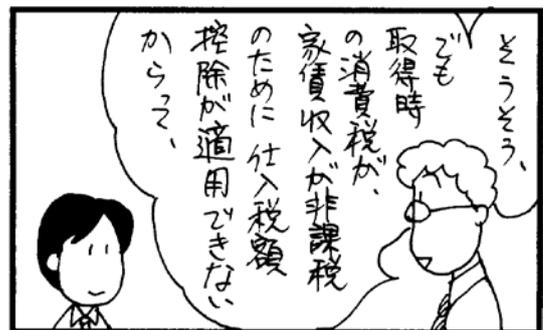
**A** : 次のようになります。

### 【解説】

令和2年の税制改正では、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化が図られました。

具体的には、消費税は居住用賃貸建物を取得しても、住宅の家賃収入が非課税のため、仕入税額控除の適用が制限されてしまいますが、金地金等の売買を繰り返し行い、課税売上割合を意図的に高めて、不当に消費税の還付を受けるというスキームが行われるようになったことから、これを規制するため、居住用賃貸建物の課税仕入れについては、原則、仕入税額控除を適用しないこととされました。ただし、居住用賃貸建物の住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除の対象とされます。

また、居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までに、住宅の貸付け以外の貸付け又は譲渡をした場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡対価の額を基礎に計算した金額を、その課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整することとされます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】